

平成 27 年 11 月 4 日

TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項に関する意見

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事・事務局長 久保田 裕

● TPP 協定の締結に必要な著作権法整備について

今般の TPP 協定の締結に必要とされる著作権法整備に関しては、基本的に権利者保護に資するものであり、総じて歓迎するものである。個別の事項のうち弊協会業務と関連が深いものについて、以下の通り意見を述べる。

1. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化について

著作権侵害罪の一部非親告罪化については、悪質な海賊版に対する権利行使が円滑に進む可能性があり、加えて当該侵害に対する告訴期間がなくなること及び告訴状作成にかかるコストが低減される効果も見込まれることから歓迎するものである。制度設計にあたっては、協定の内容を精査し、先の趣旨目的を踏まえてその範囲を限定することで利用者の懸念に配慮することが望ましい。なお、現実には著作権侵害であることの判定のためには、捜査段階から著作権者が関与せざるを得ないと想定され、著作権者の負担軽減は限定的であろうし、権利者意思が全く働かないところで刑事手続きが進められるなど、利用者に過度な影響が及ぶものではないと考えられる。

2. アクセスコントロールの回避等に関する制度整備について

ネットワーク・クラウド環境下で著作物を取り扱うことが一般的となっている現在、著作権者は支分権該当行為（特に複製行為）ではなく、著作物へのアクセスを管理することが主流である。その方法として、装置、認証技術を含むプログラム等様々なものが実装されており、著作権者の利益を適切に保護するためには、これら技術的手段を回避する装置、プログラム等の排除は急務である。効果的な技術的手段の保護に関する制度の設計にあたっては、最近の技術動向も踏まえた適切な範囲とすることが求められる。

また、これら技術的手段の回避行為に関しては、既に蔓延している回避装置・プログラム等の利用を制限することができることからその制度整備は望ましいが、権利者の利益を不当に害さないものについては適切な例外規定を定める必要があるものとする。

3. 損害賠償制度の見直しについて

公衆送信権侵害の事案の場合、ダウンロード数等の具体的な侵害事実が特定しづらいため、損害賠償請求訴訟の提起が躊躇われているという実状を鑑み、侵害者の侵害し得をなくすため、著作権者の立証責任が軽減されるような制度整備を求める。

以上